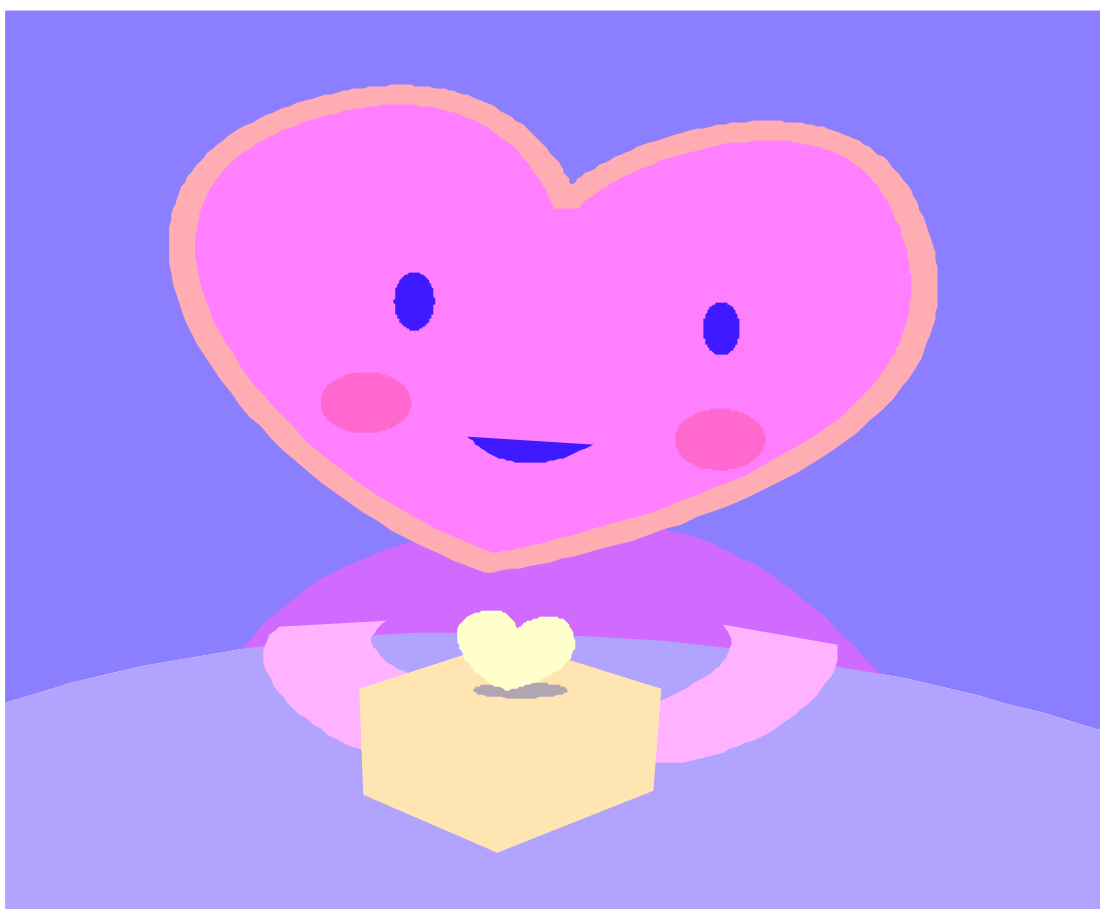


介護員マニュアル_{Ver. 1} Q&A



平成17年 1月

北海道立特殊教育センター

ま え が き

介護員は、本道の旨、聾、養護学校だけに設けられている極めて独特な立場の職種です。日常的には、教師と共に、学習活動を行う幼児児童生徒（以後、「子どもたち」とする。）への介助を職務としていますが、身分上は、「行政職」と位置付けられることから、学校内での位置づけなど、時として校内事情により対象となる子どもたちはむろんのこと、職務の時間帯や配置される「部」なども含め、その職務内容も年度ごとに大きく変化する場合もあります。

このため、介護員は、職務への柔軟な対応力と発想力、どのような子どもたちに出会っても対応できる優れた介助技術が求められます。

また、子どもたちへの介助の基本は、子どもたちの主体性を生かし、子どもたちの力を見極めた、程よい手加減での手助けですので、子どもたちの実態の見極めと、子どもたちの自律と自立を願う心根が求められます。

このことから、介護員の皆様方は、子どもたちへの教育的愛情を基盤としつつ、子どもたちの実態を見極めた、実践的対応力が中核をなす専門性・人間性が最も必要とされる職種ではないかと考えております。

北海道立特殊教育センターは、特別支援教育の進展により、複数の障害種の子どもたちを教育の対象とした特別支援学校が創設されても、介護員の皆様方が日々の職務遂行において、参考となるような「介護員マニュアルVer. 1」をここに発刊することといたしました。

本センターでは、この「介護員マニュアル」について、適宜、介護員の皆様方のニーズを取り入れ、その内容を加除修正し、発展的に発行したいと考えておりますので、内容へのリクエストなどをお気軽にお申し出ください。

介護員の皆様方の笑顔が、子どもたちと保護者の方々の元気の源です。

学校の仕組みも変わることでしょう。それ以上に、私どもの意識も変えて、子どもたちと保護者の皆様方へ最善の教育的サービスを提供していきましょう。

平成17年1月

北海道立特殊教育センター

所 長 鈴 木 重 男

目 次

Q 1	介護員の職務内容についての規定はあるのでしょうか。また、職務の内容はどのようにになっているのでしょうか。	1
Q 2	私たち介護員が、日々の職務を遂行する際に、どのようなことに留意したらよいのでしょうか。	2
Q 3	私は、毎日の繰り返しの職務（ルーチン・ワーク）でマンネリ化してしまうことを恐れています。何か工夫などはありませんか。	3
Q 4	私の職務が子どもたちや保護者の皆様方などに受け入れられているかどうか心配です。それを確かめるため、満足度評価を実施したいのですが、どんな点に留意すればよいのでしょうか。	4
Q 5	盲学校の介護員として、視力を十分に活用できない盲児に対して適切に対応したいのですが、その配慮などを具体的に説明してください。	5
Q 6	盲学校の介護員として、低視力のロービジョン児に対して適切に対応したいのですが、その配慮などを具体的に説明してください。	6
Q 7	聾学校の介護員として、聴覚に障害のある子どもたちに補聴器を活用させたいのですが、補聴器の特性とその配慮などについて教えてください。	7
Q 8	聾学校の介護員として、聴覚に障害のある子どもたちと対話する時や集団での話し合いなどでの留意点について教えてください。	8
Q 9	聾学校の介護員として、聴覚に障害のある子どもたちの心情や聴覚障害の特性などについて教えてください。	9
Q 10	知的障害養護学校の介護員として、基本的な生活習慣の確立や生活経験の拡大に関する留意点などについて教えてください。	10
Q 11	知的障害養護学校の介護員として、教育活動時の具体的な介助の工夫などについて教えてください。	11
Q 12	肢体不自由養護学校の介護員として、肢体不自由児の特性に応じた介助時の基本的対応や配慮などについて教えてください。	12
Q 13	肢体不自由養護学校の介護員として、歩行や手の動き、言葉の不自由な子どもたちへの介助時の基本的対応や配慮などについて教えてください。	13
Q 14	自閉症の子どもたちが落ち着いて学習活動に参加できるようにしたいと思っています。どのような点に配慮するとよいのでしょうか。	14
Q 15	特別支援教育について、その経緯や考え方などを説明してください。	15
Q 16	特別支援教育での保護者との関係などについて説明してください。	21
Q 17	特別支援教育における保護者への心配りなどの配慮について教えてください。	22
Q 18	特別支援教育において、介護員に求められている専門性について説明してください。	23

Q1

介護員の職務内容についての規定はあるのでしょうか。また、職務の内容はどのようなになっているのでしょうか。

A1

介護員の職務などについては、学校教育法等の法令上の規定はありません。介護員の職務内容については、北海道教育委員会が「介護業務手当の支給に関する取扱について（昭和 56 年 12 月 24 日付、教総 2140 号）で、特殊勤務手当条例第 15 条第 1 項に規定する「児童又は生徒の介護の業務」として、次の 5 点を示しています。

児童又は生徒の授業中における介助

- ① 児童又は生徒の校舎内外における介助（更衣、学校給食、用便、入浴時等における介助）
- ② 児童又は生徒の移動介助（登下校時の通学介助、音楽、体育等の特別教室移動介助）
- ③ 児童又は生徒の教育に付随する日常訓練の援助及び介助
- ④ 学校行事、緊急時等における介助

上記 5 点の内容を読めば、学校の全ての教育活動での介助が含まれていることが分かります。

このように、盲、聾、養護学校における介護員の職務内容は、通学を含めて教育活動を行うための全ての子どもたちへの介助が対象になります。

この「介助」については、一般的には「病人や障害者・高齢者などに付き添い、起居動作の手助けをすること。介添え。」を意味した言葉です。

このことから、介護員は、子どもたちの人格を重んじ、主体性を生かした手助け、支援を行うことが大事といえます。

換言すると、介護員の職務は、子どもたちの主体性を生かし、子どもたちの力を見極めて、程よい手加減での手助けを遂行するという、最も、子どもたちの実態の見極めと、子どもたちの自律と自立を願う心根が求められる職務を担当していると言えます。このことから、介護員の専門性は、子どもたちへの教育的愛情を基盤としつつ、子どもたちの実態を見極めた、子どもたちとの相性に応じた実践的対応力が中核をなしていると考えられます。

Q2

私たち介護員が、日々の職務を遂行する際に、どのようなことに留意したらよいのでしょうか。

A2

介護員の職務内容は、子どもたちの通学を含めて、全ての教育活動を介助することに特性がありますから、各学校のニーズにより、子どもたちへの介護業務が大きく異なるといえます。

したがって、介護員は、子どもたちのどのような事態でも、柔軟に対応できるしなやかさと、子どもたちの自律・自立を願い求める希求性、かつ、この子どもたちのより良く生きる力を、伸長させるべく努める心的エネルギーをいつも秘めていることが要求されます。

その最も根幹にある根本基準は、

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されている地方公務員法第30条の遵守です。

また、公立学校職員として、

「教育を通じて国民全体に奉仕すべき責務を深く自覚し、教育に従事する公務員」との自覚に基づいた中で、毎日の職務遂行に全力を尽くしている姿を具現することです。

現在、税金から給与を支出されている教育に携わる公務員には、奉仕者としての日常的職務行動と、各自が持っている能力の全てを尽くした職務対応が求められています。加えて学校職員には、「学校の常識は、世間の非常識」と声高に言われた時期もありますので、ことさら、社会常識をわきまえた職務対応が強く求められています。

外部からの評価が乏しい閉ざされた学校現場には、悪しき慣例・慣行がはびこる「なれあい」という病根が蔓延しやすい体質が芽生えてきますので、常に、校長の指示の下、保護者や場合によると子どもたちなどからの満足度評価を基盤にした外部評価を得るよう配意することが大事になります。

私たち学校教育に携わる公務員は、誰からも後ろ指のさされない、潔い生き方、日常の職務遂行を行うことが何よりも大事なことです。このことが地域の人々からの信頼に基づく支援を得る唯一のことであると考えることが重要です。

Q3

私は、毎日の繰り返しの職務（ルーチン・ワーク）でマンネリ化してしまうことを恐れています。何か工夫などはありませんか。

A3

1,000 年の栄華を極めた都市国家ベニスが衰退したのは、ベニスに住む人々の多くが、かつての反映に基づく前例踏襲とマンネリ化した行為の繰り返しによるものです。衰退しつつある 400 年前、ベニスの歴史家ジョバンニ・ボテロは「偉大な国家を滅ぼすものは、決して外面的な要因ではない。それは何よりも人間の心の中、そして、その反映たる社会の風潮によって滅びるのである」と述べております。

つまり、介護員のみならず全ての学校職員は、常に、意識改革をして、自分たちの職務意識を子どもたちと保護者に向けていくよう留意することが求められます。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の上月前課長は、平成15年5月に特別支援教育の転換・推進に当たっての盲・聾・養護学校職員の意識改革の必要性について、全国特殊学校長会議で次のように表現したそうです。

心が変われば、行動が変わる

行動が変われば、習慣が変わる

習慣が変われば、人格が変わる

人格が変われば、運命が変わる

この表現から、「まず、特別支援教育に携わる私どもの心を変え、子どもと保護者を中心にした教育を行わなければ、地域の中に円滑に生きていく子どもたちの将来の姿を具現することが出来ません。」との強い願いを感じ取ることができます。

職務意識を常に新鮮に保つためには、保護者や子どもたちなどからの外部評価が最も効果的です。外部評価は、職務意識と職務遂行の実際を、より向上・発展させる視点を示してくれます。この視点に基づいて、自己点検・自己評価を行うことが大切です。

学校職員などの対人的な職務を主とする職業における外部評価では、その対象となる子どもたちと保護者などからの満足度評価が、最も効果的、かつ正確な評価といえます。例えば、バスの介助業務では、①「子どもと保護者に『おはよう』などと明るく声を掛けていましたか。」 ②「子どもは介護員が来たら体を硬くしていませんかでしたか。」などの項目が考えられます。

Q4

私の職務が子どもたちや保護者の皆様方などに受け入れられているかどうか心配です。それを確かめるため、満足度評価を実施したいのですが、どんな点に留意すればよいのでしょうか。

A4

満足度評価は、顧客による満足度評価であり、企業などの営利活動組織はもとより、非営利組織としての学校などの公的サービスを行う組織でも実施することが重要です。この顧客満足度評価では、その組織の機能を利活用する人を顧客（当該組織のサービスを繰り返し受ける大事な人）と位置づけ、当該組織の利活用の利便等を顧客が段階評価するものです。

例えば、北海道立特殊教育センターでは、研修講座の参加者から、「講義内容について」「説明の仕方について」「資料について」「講義全体の構成について」の4項目について、それぞれ《1 不満 2 やや不満 3 満足 4 大いに満足》の4段階で評価してもらうこととしています。また、来所教育相談では《相談者の対応状況や時間の長さ、雰囲気、相談内容など》を視点とした評価項目で、来所した保護者からの評価を、機関誌「特別支援教育ほっかいどう」では《編集内容・レイアウトなど》を視点とした評価項目で、各教育委員会と全ての盲・聾・養護学校、小・中・高等学校等から満足度評価を頂くこととしています。

この満足度評価は、センター所員の自己完結、自己満足の慢心さを防ぐ、かつ教育公務員として常に道民に奉仕する姿の体現につながる専門性を、より一層、高めるツールにもなっています。このように、保護者等の本センターの役割・機能を利用する道民からの厳しい評価が、本センター事業を、より一層、錬磨し、練達して、より一層、良質なものに高め、道民への最良のサービス提供を可能にする大事な欠くことのできないツールと位置付けています。

介護員としての保護者や子どもたちからの満足度評価は、自らの専門性を高め、かつ保護者と子どもたちからの信頼を、なお一層、得るためのツールとして、勇気を持って実施することが大切です。

この満足度評価の項目としては、各業務毎の行動分析などとして抽出した内容が考えられます。例えば、バスの介助業務では、①「子どもと保護者に『おはよう』などと明るく声を掛けていましたか。」 ②「いつも笑顔で子どもたちに対応していましたか。」 ③「子どもは介護員が来たら体を硬くしていませんでしたか。」などの項目が考えられます。このような項目を点数化などして、自らを振り返る自己点検の資料として用いることも必要なことになります。

Q 5

盲学校の介護員として、視力を十分に活用できない盲児に対して適切に対応したいのですが、その配慮などを具体的に説明してください。

A 5

盲児の視覚障害の状態は、おぼろげながらもものの形が見えるものから、明暗が分かるもの、光も影も全く分からないものなど様々です。一般に盲児は、普通の文字を使用することが困難又は不可能で、点字を使用することが必要です。

ア 盲児は、外界の情報を主として手（触覚）や耳（聴覚）から得ています。したがって、視覚的な情報を言葉で説明したり、音に置き換えたり、実物や模型に触って理解できるようにしたりする工夫が大切です。

イ 盲児が慣れない場所に行ったり、初めて体験したりするようなときは、最初に周囲の状況や活動内容を説明したり、一緒に手をつないで歩きながら案内したりするなどの援助が必要です。そして、最終的には一人で行動できるようにすることが大切です。

ウ 盲児は、人の動作や表情などを即座に理解したり、模倣して、自分の行動を修正したりすることが困難です。したがって、一つ一つの動作などを個別的に介助したり、言葉で具体的に指示したりすることが大切です。

エ 盲児が、的確な概念を形成するためには、言葉の内容を具体的な事物・事象や動作などと結び付けて理解できるようにすることが大切です。

オ 盲児は運動や遊び、あるいは歩行などに制約を受けます。しかし、施設・設備や用具、ルールなどを工夫したり、白杖を使って一人で歩けるように介助したりすることによって十分活動できるので、この点に留意する必要があります。



Q6

盲学校の介護員として、低視力のロービジョン児に対して適切に対応したいのですが、その配慮などを具体的に説明してください。

A6

ロービジョン児は、普通の文字を使用することができますが、視力だけでなく、視野や色覚に障害がある場合も多く、ものの見え方には個人差があります。また、周囲の明るさや環境などによって見え方が異なることもあります。したがって、一人一人の眼疾や見え方の様子をよく把握し、それぞれに最も適した条件を整えるようにすることが大切です。

ア ロービジョン児は、ものを見るときに、目を極端に近づけたりすることがあります。しかし、これは、その子どもたちにとって最も見やすい状態であることが多いので、危険な場合以外は、「もっと目を離して見なさい。」などというような注意をしないようにすることが大切です。

イ ロービジョン児の場合、弱視レンズや拡大映像設備などのロービジョン用補助具、拡大教材などを活用して、上手な見方や積極的にもものを見ようとする態度を育てることが大切です。そうすることによって、ロービジョン児は、遠方のものや小さくて見づらいものにも興味を示したり、漢字の読み書きや地図、資料の読み取りなどが上手にできるようになります。

ウ ロービジョン児は、道具を使って正確に作業をしたり、ボール運動をしたりするなど、目と手の協応や遠近感を必要とする運動・動作が不得意なことがあります。また、色の区別を必要とする学習が苦手な場合もあります。このため、作業の手順や運動・動作を具体的に説明したり、教材・教具や補助具を工夫したり、役割分担を明確にしたりするなど、子どもたちの見え方に応じた介助内容、方法を創意工夫することが大切です。

エ 視野が狭い場合は、横から近づいてくるものに気が付かなかったり、ボールを投げられても体に当たるまで気が付かなかったりすることがあります。したがって、衝突による事故などが起こらないように留意する必要があります。

Q7

聾学校の介護員として、聴覚に障害のある子どもたちに補聴器を活用させたいのですが、補聴器の特性とその配慮などについて教えてください。

A7

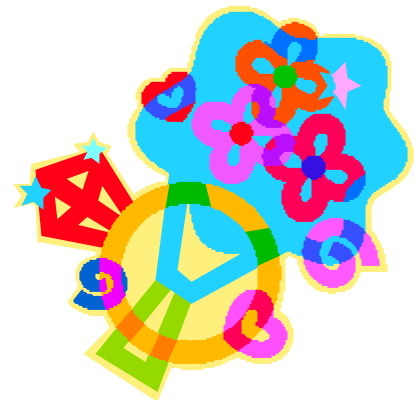
聴覚障害児は、補聴器を利用して耳からの情報獲得に努めています。

しかし、補聴器を使えばだれでも周囲の音や話し声がはっきり聞き取れるといったものではなく、補聴器を通して、十分な大きさの音を聞くことができなかったり、音がひずんで正しく聞き取れないことがあります。そこで、聴覚障害児に話しかける時には、正面から少し大きめの声でゆっくりとはっきりとした口調で話しかけることが大切です。後ろからや横からの話しかけは、理解しにくくなります。

また、補聴器は、人の声と同時に周囲の雑音も大きくしてしまうので、騒音の大きな場所では、話し声が大変聞き取りにくくなってしまいます。騒音の大きな場所では、キーワードを紙に書いて話したり、空書（空中で文字を書く）して伝えるなどの工夫が必要です。とても大きな音がする場所では、聴覚保護の観点から補聴器のボリュームを下げるなどの配慮も必要です。

前述のように聴覚障害児は、補聴器を使用していても、耳からの情報が不確かなままの状態で生活しています。しかし、不確かなままでも聴覚を活用して音や話し声を生活に役立てています。例えば、呼びかけに応える、チャイムを聞き取って次の学習の用意をするなどです。聴覚を活用している場面では、ほめるなどして聞くことへの意欲付けをしてあげてください。

また、不確かな情報から、あいまいな対応をしてしまうことがあるので、介護員は一つ一つ確認しながら接するとともに、周囲の子どもたちにも、聞き手が理解しているかどうか、確認しながら話をすすめることの大切さを教えていく必要があります。



Q 8

聾学校の介護員として、聴覚に障害のある子どもたちと対話する時や集団での話し合いなどでの留意点について教えてください。

A 8

聴覚障害児は、会話のときに、相手の口元の動きや顔の表情を見て、聞き取りの手がかりにしています。

したがって、正面から話し手の口元がよく見えるようにするとともに、あまり誇張しないで話すようにすると分り易くなります。必要以上に言葉を区切ったり誇張しすぎたりすると逆に聞き取りにくくなってしまうので、自然な口調を心がけます。

また、子どもたちの状態に合わせて、少しゆっくり話したり、言葉の言い回しを工夫したり、文字や絵を使って伝えたりすることも必要です。

話しかけるときに光を背にして話すと顔が影になってしまい、口元の動きや表情を読み取るのに難しくなってしまいます。顔に光が当たるような位置で話をする 것도大切です。

しかし、このように聞き取りやすい状況では、それほど不自由なく会話ができる子どもたちでも、集団での話し合いになると、話し手が遠くなって、声が十分に届かなくなったり、その口元の動きもよく見えなくなったりします。

また、人が多くなれば、話し手が急に変わり、口元を見ることができなくなるので、1対1の会話ではさほど困っていない子どもたちでも、集団での話し合いでは、聞き取りの補助をしたり、筆談（ノートテーク）等による文字情報で話の流れを知らせたりするなどの配慮が大切です。



Q9

聾学校の介護員として、聴覚に障害のある子どもたちの心情や聴覚障害の特性などについて教えてください。

A9

我々は、日常あまり意識していませんが、非常に多くの情報を耳から得ています。例えば、音声言語、電子レンジのチン（調理が終わったという意味）に代表される音の情報、方向感や距離感、声の調子による相手の気持ち等々です。

聴覚障害児にとっては、このことが聴覚からの情報入手が困難であり、当然知っていると思われるようなことでも、知らないことが多いようです。いろいろな機会をとらえて、その都度、子どもたちに知らせるようにするとともに、自ら新聞や雑誌などを通して様々な知識を身に付けていけるよう介助することが大切です。

また、相手の行動そのものは目に見えるので、理解できても、その行動のもとになっている相手の気持ちや立場の違いなどは理解しにくく、友人関係がうまくいかない原因になったりすることもあります。例えば、呼びかけるつもりで肩をトントンとたたいたのを、たたかれたと思いきんかになってしまうなどです。

したがって、聴覚障害児の考えをよく聞き、本人が納得できるように、順を追って説明していくことが必要な場合もあります。

さらに、聴覚障害児は、障害を受けた時期や保有している聴力の程度などにより、音や言葉の聞き取り、発音、さらに内面的な言語に至まで様々な困難を抱え、それを改善し、克服するために努力しています。しかも、その障害が周りの人には理解されにくいという側面があることも理解して対応することが大切です。



Q10

知的障害養護学校の介護員として、基本的な生活習慣の確立や生活経験の拡大に関する留意点などについて教えてください。

A10

知的障害養護学校では、子どもたちの障害の特性に鑑み、身辺自立の技能や習慣を身に付けさせるなどして、社会的な適応力を高め、社会に参加していくための知識、技能及び態度を養うことに指導の重点をおいています。

知的障害の状態など一人として同じ子どもはおりませんので、子どもたちの行動面や心理面の特性等を画一的にみるのではなく、一人一人の個性等に着目し、子どもたちの良い面を認めていくことが重要です。

また、子どもたちが興味・関心を示すことや、より発達している面に着目し、発達段階に応じた介助を行なうことが大切です。

身辺生活の処理や生活のリズムを確立していくためには、発達段階に応じて、例えば衣服のボタンをホックに変えるなど、衣服を改良したり、衣服の着脱の介助方法を工夫したり、食事や排せつの習慣化を図ったりすることなどの配慮が大切です。

そのため、集団生活の中では、できる限りその子どもたちが活動するのに必要な時間を十分に確保することが必要です。

子どもたちは、生育過程において、生活経験が少なかったり、経験したことが十分に身に付いていなかったりすることがみられます。遊びに誘ったり、共同で活動を行なわせたりする中で、子どもたちの興味や関心のある物事を発見し、賞賛しながら、積極的に取り組もうとする意欲を育てることが重要です。

また、様々な活動を通して、生活経験の拡大を図り、生活に必要な知識や技能、態度を育てるよう介助することも大切です。



Q11

知的障害養護学校の介護員として、教育活動時の具体的な介助の工夫などについて教えてください。

A11

子どもたちに達成感などを味わわせるため、様々な役割やその活動について、子どもたちができる役割を用意したり、活動の手順や方法を分かりやすく図示したり、活動の時間を十分に確保したりするなどの配慮を行って、子どもたち自らが課題を達成できるようにすることが大切です。

子どもたちが達成できない課題を用意したり、必要以上の援助を行ったりすることは、自信をなくしたり、依頼心を強めたりすることにつながりますので、出来ないことを叱ることより、出来たことをほめて自己達成感を得られるよう配慮することが大事です。

このように、様々な役割や活動が遂行できたことを高く評価することにより、子どもたちに成就感や満足感を味わわせることが大切です。

また、一日の生活の中で望ましい行動を身に付けさせるためには、あらかじめ、行動の手順や方法を説明するとともに、望ましい行動の仕方を絵や文字で示したり、動作で示したりして、具体的に理解させることが重要です。

この場合、一度に多くの指示を与えると、子どもたちが内容を的確に把握することができずに、混乱してしまいます。したがって、指示の内容を精選し、順序立てて適切に提示することが必要となります。なお、指示の内容を子どもたちに復唱させ、確認することによって、理解を促すことも大切です。複数で介助する場合には、子どもたちが戸惑うことのないよう、介助の手順や方法について、共通理解しておく必要があります。

さらに、通学や登下校や学校生活における事故防止に努めることが大切です。特に、危険な場所については、その場所で具体的に介助し、危険を予測したり、事故を回避したりする方法を理解させることが必要です。また、物品の正しい取り扱いや保管方法を介助することも大切です。

特に、知的障害の子どもたちであっても、生活年齢相応に力を発揮するところも少なくありません。例えば、中学生になれば、その生徒なりに中学生としての自覚をもっています。このことから、学校生活や社会生活において、援助を押し付けず、その子どもたちが困っているときにさりげなく援助を行うことが大切です。

Q12

肢体不自由養護学校の介護員として、肢体不自由児の特性に応じた介助時の基本的対応や配慮などについて教えてください。

A12

肢体不自由養護学校では、手足や体幹に運動機能障害がある脳性まひ等の子どもたちを対象として教育を行っています。

脳性まひと言っても、子どもたちの運動機能障害の状態や心身の発達段階等は、一人一人異なっているため、介助に当たっては、個人差を十分考慮した個別的な介助を行うことが必要であり、子どもたちの障害の状態に即した補助具などを工夫・活用することが最も大事なことです。

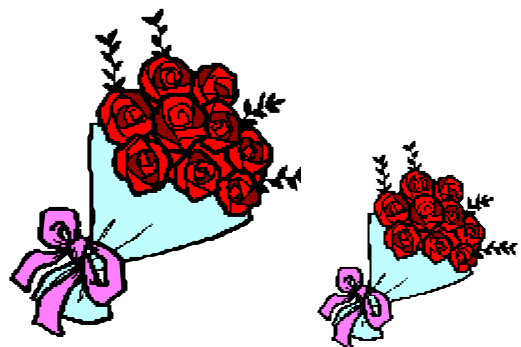
介助者は、肢体不自由児に接したとき、動作や姿・形に注意を向けがちです。しかし、もともと人間は、誰もが一人一人異なった存在であり、このようなことについても、個人差としてとらえることが大切です。

肢体不自由児の場合、動作や姿・形の違いが目立つために、思いやりが過ぎて過保護になりがちなことから、さりげない援助が必要だといわれています。

したがって、その子どもたちができることを見つけ、子どもたちのペースにに応じて待ったり、じっと見守ったりする姿勢が大切です。

しかし、初めて接したときには、援助の方法が分からないことがあるので、その場合には、対応の習熟した人、例えば母親や担任などから具体的な対応などを教えてもらうことが大事です。

また、障害の程度が重い場合は、健康の保持・増進を中心として、基本的な生活のリズムの確立、姿勢の変換や保持、身体移動などの能力の向上を図るようなことが必要です。てんかん発作のある子どもたちに対しては、学校医等からの指示に基づく対応マニュアルを母親や担任と相談して作成するなどして、常に、健康などへの配慮を怠らないようにすることも重要です。



Q13

肢体不自由養護学校の介護員として、歩行や手の動き、言葉の不自由な子どもたちへの介助時の基本的対応や配慮などについて教えてください。

A13

クラッチをついて歩いている子どもたちの直前を横切ったり、つえに触ったりすると転倒することがあります。また、つえ先のゴムがすり減っていたり、床に水がこぼれていたり、冬期間などで滑りやすい状態になっていると転倒することがあります。

このため、クラッチをついて歩いている子どもたちの場合には、これらの点に十分配慮することが必要です。なお、机やいすについても、子どもたちがつかまったときに動かないような安定したものにする必要があります。

車いす移動の子どもたちに対して、階段や段差のある場所では、転倒したり、不安感を持たせないよう適切に援助する必要があります。

例えば、援助者が車いすを持ち上げて段差を越えるときには、子どもたちに不安感をもたせないように、声をかけてゆっくりと行うことが大切です。また、車いすを押す場合も、押す前に声をかけて、その子どもたちのペースに応じた速度で押すことが大切です。

また、手が不自由で、机上の物の取扱いが困難な子どもたちには、物が、転がり落ちないように、机の縁に帯状の板を取り付けて高くするなどの工夫を行うことが必要です。スプーンや食器なども、子どもたちの実態に応じた補助具を工夫・活用して、学校生活での活動を容易にすることが大切です。

脳性まひ児は、何かをしようとしたとき、手や体が自分の意思とは関係なく動いてしまうことがあります。このため、話すときに発声が不明瞭になりがちになり、ときには顔がこわばったりすることもあります。

介助者は、こうした子どもたちの話を聞く時、話している内容が把握できないことが多いようです。それは、聞き手が子どもたちの話そのものよりも、付随して生じている動きや表情などに注意がそらされてしまうからです。

したがって、子どもの話を聞く側は、そのことを十分考慮するとともに、子どもたちの目を見つめ、話すペースで最後まで話を聞き、こちらからもゆっくりと話しかけるようにすることが大切です。話すことに苦勞する場合には、文字盤やトーキングエイドなどを用いますが、その場合も、急がせずにゆっくりと待つことが大切です。

また、コミュニケーションの基礎的能力が不十分な障害が重い子どもたちの場合には、周囲の者が話しかけて声を出すように動機づけたり、子どもたちが自分から表情や身振りで意思を表現できるように働きかけたり、絵や写真を使って理

解を促したりすることが大切です。

Q14

自閉症の子どもたちが落ち着いて学習活動に参加できるようにしたいと思っています。どのような点に配慮するとよいのでしょうか。

A14

自閉症の子どもたちが、学習活動に落ち着いて参加するためには、次の4点について、個に応じた工夫をすることが求められます。

① 見通しをもちやすい環境を整える。

変化に対応することが難しい自閉症児にとって、生活の流れを一定にすることや、終わったら次は何をするかなどの活動への見通しをもてるような情報を提供することが大切です。

② 個人に合ったコミュニケーションの方法を探る。

○言葉だけでなく、身振りやサイン、カード（文字、絵、写真等）、機器の使用など、個々に合ったコミュニケーションの方法を探ることが大切です。

・わかりやすいこと、伝わることを優先して、具体的な情報を入れてコミュニケーションの道具にします。



③ 行動として表現されたことの背景を理解する。

○こだわり等の「不適切な行動」については、将来にわたって容認できるものと、できないものとに分けて対応することが大切です。容認できないことについても、全面的に禁止をするのではなく、してもいい場所や時間を確保することも考慮することが必要です

・水遊びが好きだった自閉症児が、そば屋さんの厨房で働いている例があります。

④ 感覚の過敏さに配慮する。

○目ふさぎ、耳ふさぎ、偏食等については、光や音、触覚、味覚等に過敏さがあることを理解し、我慢することだけを求めたり、無理をさせたりしないようにすることが大切です。

Q15

特別支援教育について、その経緯や考え方などを説明してください。

A15

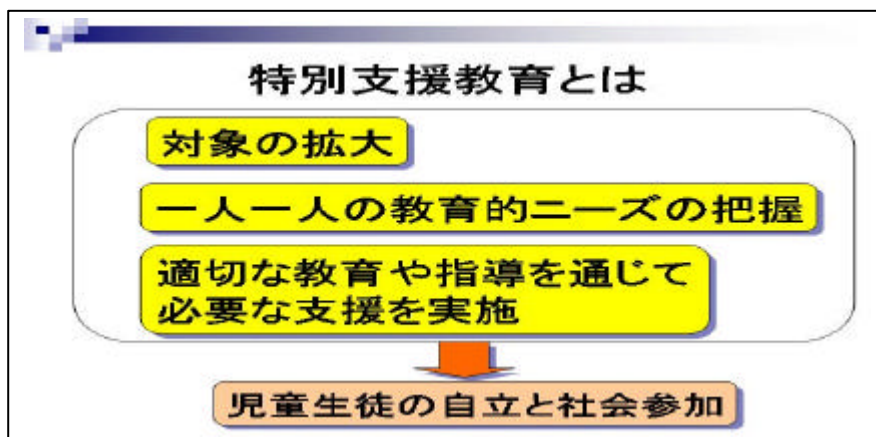
本センターが発刊した「特別支援教育 ほっかいどう」創刊号から、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課前課長の上月正博様の玉稿「特別支援教育への転換」を次に転記します。

1 「21世紀の特殊教育の在り方について」の最終報告と残された課題

21世紀に入って、我が国の障害のある児童生徒等への教育は、大きく転換しつつあります。まず、21世紀に入ると同時に国の機構組織が改編され、文部省と科学技術庁は文部科学省となり、その際、初等中等教育局の「特殊教育課」の名称は「特別支援教育課」に変更されました。同課は、盲・聾・養護学校及び特殊学級における教育に加えて、学習障害児や注意欠陥／多動性障害児等通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応も積極的に行うこととされています。

また、ほぼ同時期に、「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」は、その最終報告（以下「21世紀報告」）を公表し、特殊教育をめぐる状況の変化を踏まえ、今後の特殊教育の在り方についての基本的な考え方を整理するとともに、この考え方に基づいて特殊教育全般にわたる制度の見直しや施策の改善充実について具体的な提言を行ってきました。21世紀報告では、これからの特殊教育は、障害のある児童生徒等の視点に立って一人一人のニーズを把握し、必要な支援を行うという考えに基づいて対応を図る必要があるとし、関係機関が一体となって乳幼児期から学校卒業後まで障害のある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援を行う体制の整備、障害の重度・重複化や多様化を踏まえた盲・聾・養護学校等における教育の充実とともに、通常の学級の特別な教育的支援を必要とする児童生徒等への積極的な対応、就学指導の在り方の改善、等の制度・施策の方向性を示しています。

一方、障害種別の枠を超えた盲学校、聾学校、養護学校の在り方や小学校、中学校等における特別支援教育の在り方、「特別支援教育」等「特殊教育」に代わるべき名称の問題等について、引き続き検討を行っていくことの必要性も指摘しています。



2 特別支援教育の在り方に関する調査研究の現状認識

21世紀報告で示された課題を検討するため、平成13年10月に文部科学省初等中等教育局に「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」が設置されました。同会議では、障害種別の枠を超えた盲・聾・養護学校の在り方、小・中学校等における特別支援教育の在り方、それぞれについて具体的な検討を行うとともに、国内外の状況を踏まえて、「特別支援教育の在り方」について審議を行い、1年後の14年10月に中間まとめを公表し、広く意見募集を行いました。各方面からいただいた三百余の意見を踏まえ、さらに協力者会議で検討を進めた結果が本年3月の最終報告（以下「最終報告」）であります。

この協力者会議では、21世紀報告の基本的な考え方も踏まえながら、障害のある児童生徒を巡る状況を次のように捉えています。

(1) 特殊教育対象者の増加

特殊教育諸学校（盲・聾・養護学校）若しくは特殊学級に在籍する又は通級による指導を受ける児童生徒の比率は近年増加しており、義務教育段階に占める比率は平成5年度の0.965%から、平成14年度には1.477%となっています。特に、養護学校は平成9年度から、特殊学級は平成8年度から実数としても増加しており、また、平成5年度に制度化された通級による指導を受けている児童生徒数がほぼ一貫して増加していることが注目されます。

(2) 障害のある児童生徒の広がり・多様化

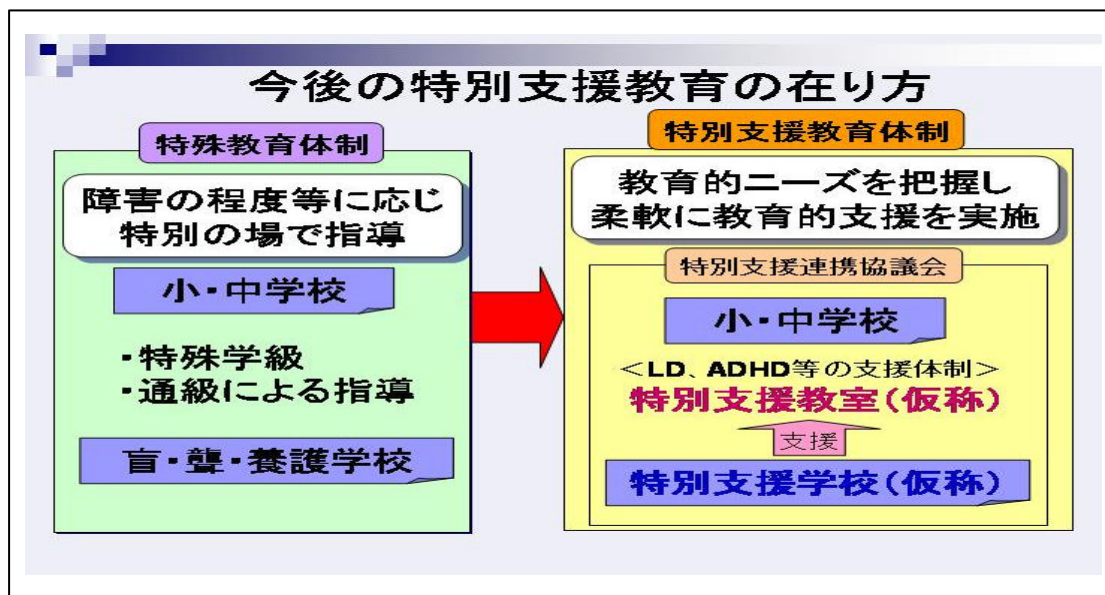
特殊教育諸学校に在籍する児童生徒の障害の状態については、重度化、重複化の傾向が継続しており、特に肢体不自由養護学校では4人中3人が重複障害のある児童生徒です。また、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等通常の学級において指導が行われている児童生徒への対応が課題になっていますが、文部科学省が平成14年3月に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」によれば、学習面か行動面で著しい困難を示す児童生徒は、約6%の割合で通常の学級に在籍している可能性を示していること（医師等専門家の判断によるものでないもので直ちにこれらの障害と判断できるものでないことに注意）にもかんがみれば、障害のある児童生徒の教育について対象児童生徒の広がり、対象となる障害の多様化が進行していることに留意する必要があります。

(3) 教員等の専門性

一方、特殊教育諸学校の教員については、小中学校等の教員のいわゆる基礎免許状に加えて、盲・聾・養護学校の学校種ごとの特殊教育教諭免許状が必要とされています。しかし、制度上の特例等により、特殊教育教諭免許状の保有率は、特殊教育諸学校の教員の半数程度と、教員の専門性の基礎基盤の確保の観点から課題となっています。また、ニーズの多様化傾向の中で、個々の教員の専門性の確保はもちろん、幅広い分野の専門家の活用や関連部局間及び機関間の連携が重要となっています。

(4) 一人一人のニーズに応じた教育

21世紀報告でも指摘されているように、教育の在り方としては、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを専門家や保護者の意見を基に正確に把握して、自立や社会参加を支援するとい



う考え方への転換が求められています。

(5) 新たなシステムの構築

急速な少子高齢化など社会構造が大きく変化する中で、国・地方の行財政状況も踏まえ、既存の人的・物的資源の在り方について見直しを行いつつ、新たな体制・システムの構築を図ることが必要となっています。

3 特別支援教育の考え方

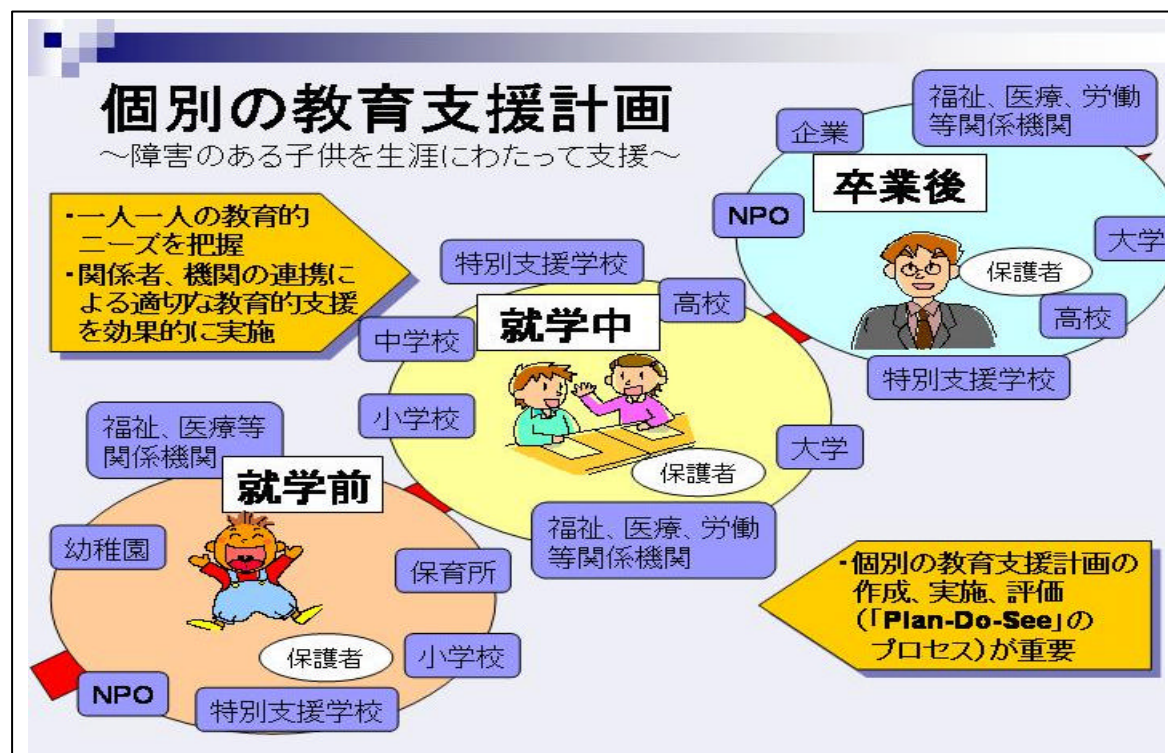
障害のある児童生徒の広がり、多様性等を踏まえれば、障害の程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へ進化させていく必要があります。すなわち、障害の多様性に対応した柔軟性をより教育のシステムに導入していくことが必要となり、ある特定の場、機会のみによって完結していくというのではなく、場についても機会についても全体性の中で考えていくということでもあります。このようなことから、最終報告では、特別支援教育の考え方の提起とともに、基本的な仕組づくりを三点指摘しています。

(1) 「個別的教育支援計画」(多様なニーズに適切に対応する仕組み)

21世紀報告においても、関係機関が一体となって乳幼児期から学校卒業後まで障害のある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援を行う体制の整備の必要性が指摘されているように、障害のある子どもを生涯にわたって支援するため、一人一人のニーズを把握して、関係者・機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行う仕組みが必要です。「個別的教育支援計画」は、障害のある子どもに関わる様々な関係者(教育、医療、福祉機関等の関係者、保護者)が子どもの状態に関わる情報や考え方を共有化し、教育に関わる具体的な目標、行動の計画の策定、役割

分担による行動の協働、成果の把握を行い、障害のある子どもに対する教育支援について、その状況に応じてより適切かつ効果的にしていくためのツール（道具）であります。ここで大切なのは、関係者の情報や考え方、行動の共有化であり、また、成果を把握し、次の計画につなげていくサイクル化であります。

平成 14 年末に閣議決定された新しい障害者基本計画（15 年度から 10 年間）において、「Ⅲ 分野別施策の基本的方向 4 教育・育成」の部分で、「障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行う」と述べており、政府全体としても同様の計画の策定・実施・評価が重要と考えていると言えます。



(2) 特別支援教育コーディネーター（教育的支援を行う人・機関を連絡調整するキーパーソン）

障害のある児童生徒の教育的支援をより適切に行うためには、学内、または、福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役、あるいは、保護者に対する学校の窓口の役割を担う者を学校に置くことにより、教育的支援を行う人や機関との連携協力の強化を図っていくことが重要です。また、このようなコーディネーターを置くことにより、(1)の計画の策定等が円滑に進められていくことが期待されます（コーディネーターは、直接の実行者というより、全体が円滑に進むように触媒のような役割を果たす者ととらえることもできるであろう）。この特別支援教育コーディネーターについては、学校関係者等の関心が高いことから、平成 15 年 4 月に、試行的ではあるが、コーディネーター養成に資するための研修を国立特殊教育総合研究所主催で実施しています。

(3) 広域特別支援連携協議会等（質の高い教育支援を支えるネットワーク）

学校が地域の様々な機関と連携をとっていくことが容易かつ円滑に行われるようにすること

や、学校がサポートを受けやすい環境にしていくために、行政が中心となって特別支援教育のネットワークを形成していく必要があります。地域をどの程度にとらえるかは、地域によって様々な事情があり、それらを広域的に把握している各都道府県が教育、医療、福祉機関等の専門性の状況等を踏まえて地域設定し、それぞれのネットワーク形成を支援していくことが期待されます。このため、既存の組織の活用を図りながら、部局横断型の組織（広域特別支援連携協議会）を設置し、地域ネットワークの企画、支援等を行っていくことが考えられます。なお、文部科学省の特別支援教育課では、このような各都道府県の取り組みを支援していくために、特別支援教育ネットワーク推進委員会を本年4月に設置しています。本委員会は、関係校長会、全国特殊教育センター協議会、日本LD学会や日本小児神経学会等の学会、日本自閉症協会等の関係団体が加入し、各地域の活動支援や体制・指導法のガイドライン等の作成に当たることとしています。

4 特別支援教育を推進する上での学校の在り方

上述したように最終報告は、特別支援教育について、関係者の繋がり（タテにもヨコにも）、全体的な視野の中での目的の達成（トータル・マネジメント）を構想しており、そのような中で特殊教育諸学校や小中学校の在り方をとらえる必要があります。

(1) 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ

障害の重複化や多様化を踏まえ、障害種にとらわれない学校設置を制度上可能にするとともに、地域において小・中学校等に対する教育上の支援（教員、保護者に対する相談支援など）をこれまで以上に重視し、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う学校として「特別支援学校（仮称）」の制度に改めることについて、法律改正を含めた具体的な検討が必要と指摘しています。

(2) 小・中学校における特殊学級から 学校としての全体的・総合的な対応 へ

LD、ADHD等を含めすべての障害のある子どもについて教育的支援の目標や基本的な内容等からなる「個別的教育支援計画」を策定すること、すべての学校に特別支援教育コーディネーターを置くことの必要性とともに、特殊学級や通級による指導の制度を、通常の学級に在籍した上で必要な時間のみ「特別支援教室（仮称）」の場で特別の指導を受けることを可能とする制度

に一本化するため具体的な検討が必要であります。

特別支援教育の今後のスケジュール

盲・聾・養護学校のセンター的役割の制度的検討の結論	平成15年度中
小・中学校等の施設のバリアフリー化の参考となる指針のとりまとめ	平成15年度中
小・中学校等の施設のバリアフリー化の計画・設計手法等に関する事例集の作成	平成16年度中
LD、ADHD等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインの策定	平成16年度まで
自閉症の教育研究を行う学校の設置	平成16年度まで
国立特殊教育総合研究所における障害のある児童生徒の教育の総合的な教育情報提供体制の整備	平成16年度まで
相談支援体制を整備するためのガイドラインの策定	平成16年度まで
盲・聾・養護学校における個別の支援計画の策定	平成17年度まで

※障害者基本計画における重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）より

5 特別支援教育体制を支える専門性の強化

今回の最終報告は、特別の場だけの専門性から、全体的な視野の中での専門性の向上を図っていくことの必要性を指摘しています。教員一人一人の専門性の向上、学校内の体制づくりなど組織としての専門性の向上、関係機関との有機的な連携協力体制などネットワークによる専門性の強化など、重層的に捉えていく必要があります。

教員の専門性については、養成、採用、研修等各段階において適切に対応していく必要があります。盲・聾・養護学校における特殊教育教諭免許状の保有率の向上については、既に 21 世紀報告で指摘されており、各都道府県教育委員会でも取り組みがなされつつありますが、免許制度については、中央教育審議会教員養成部会ワーキンググループにおいて、今回の最終報告で指摘された特別支援学校（仮称）等の制度的検討を踏まえながら審議を進めることとしています。

また、各段階の専門性を向上させていく上で、学校現場等におけるニーズに応じて適切な支援を行っていく体制を築いていくことが大切です。このため、現在の各機関の研修や情報提供の能力を総合化し、より効果的、効率的なシステムとしていく必要があります。この点で、独立行政法人国立特殊教育総合研究所（特総研）はナショナルセンターとしての機能を高める必要があり、各都道府県教育センターや大学等関係機関とのネットワークを充実し、また、IT 等の活用を通じ、研修・情報提供の体制のレベルアップを図ることが期待されています。特総研では、本年 4 月に喫緊の課題であった「特別支援教育コーディネーター」の研修を試行的に実施するとともに、新たな課題に柔軟かつ弾力的に対応するなど組織として諸事業を機能的かつ効率的に実施するための機構改革を平成 16 年度に実施することとしています。

6 地域の特性を活かした特別支援教育

最終報告は、特別支援教育を進めていく上での基本的な考え方や仕組み（システム）については述べていますが、具体的に各地域でどのように進めていくかは、それぞれの地域がこれまでの特殊教育等で培った様々な資産（ハード、ソフト）を把握して、多くの人と関わりあいながら自ら創り上げていくものと言ってよいでしょう。その意味で、各教育委員会の行政経営、学校における校長のリーダーシップや教員の創意工夫、関係者のパートナーシップなどが重要であり、各地域における資産を最大限に活用した創造が望まれます。全く無いところから始めるものではありません。しかし、現状にとどまっていることなく、常に障害のある子どもたちの状況、変化に応じて互いに学びながら進化していく意欲あふれる組織、社会づくりが必要です。

北海道では、特別支援教育体制に向けて既に多くの取り組みが始められています。平成 14 年度全国特殊学校長研究大会では、鈴木旭川盲学校長（現北海道立特殊教育センター所長）が、平成 15 年度全国特殊学校長研究大会では佐藤真駒内養護学校長が、全国を代表するパネリストとしてセンター的役割等について先進的な取り組みを発表しています。また、十勝地域などにおける教育相談ネットワークや北海道立特殊教育センターによる先導的な研究や研修も注目されています。フロンティア精神あふれる北海道にふさわしい特別支援教育の進展を期待しています。

Q16

特別支援教育での保護者との関係などについて説明してください。

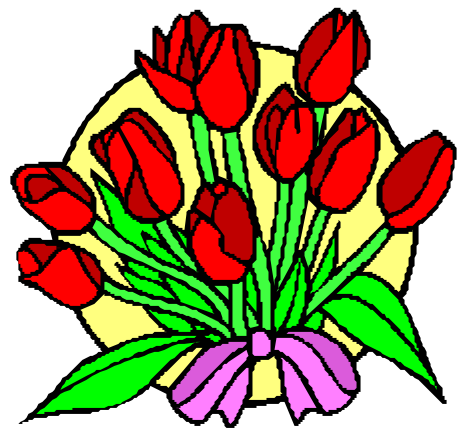
A16

中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」では、「『特別支援教育』とは、障害のある子どもたちなどの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子どもたちなど一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な介助や必要な支援を行うものである。」と示し、特別支援教育は、子どもたち一人一人の主体的な取組を支援するという視点に立脚すべきであるとその基本的な在り方を述べております。

平成15年度から、現行法の中でもできるところから、実施されることを期待して推進されているこの新たな仕組みは、「学校あつての子ども」から、「子どもあつての学校」に主客を転換させるコペルニクスの転換とも言えるほどの大きな仕組みの変革です。

特に、平成17年4月から実施される「個別の教育支援計画」では、保護者と当該の子どもたちの同意・納得、積極的参画が原則となつての作成となりますので、保護者を顧客として位置づけ、顧客満足を高める取組が、今後、益々求められてきます。

したがって、各学校では子どもたちや保護者を顧客と位置付けた顧客満足度評価（CS：Client Satisfaction）システムを取り入れた外部評価を実施している学校もあろうかと思いますが、特別支援教育の基盤は、全て保護者と子どもが中心であることに特段の留意を払うことが大事になります。



Q17

特別支援教育における保護者への心配りなどの配慮について教えてください。

A17

北海道立特殊教育センターの前身であった北海道中央児童相談所障害児教育相談室の応接室には、「その人の 心になって 身になって」と書かれた色紙が飾ってありました。それは、ここに相談に来られた保護者の方々の心情を汲み取ることとともに、障害のある子どもたちへの思いやりの心を常に持って教育相談をすべしとの教えからでした。このことを介護員の「介助」の有り様で言い換えると「自分のしてもらいたいように、子どもたちにしてやりなさい。」と換言することができます。

このように、保護者や子どもたちの立場に自らの心と身を置き換えることは、特別支援教育における障害のある子どもたちの教育に携わる者の職務遂行の基本的な在り方といえます。

また、このような基本的な在り方は、特別支援教育で作成される個別の教育支援計画の保護者・子どもたちの位置づけからも求められることであり、特に、子どもたちとの心理的な交流が深まり、単なる介護する者と介護される者との関係以上の全人的な触れ合いにまで広がり、障害のある子どもたちの学校生活が豊かに、且つ、安定的に展開される最も大事な基盤にもなります。

このような、お互いの信頼と思いやりの心の深まりが、相互的に作用して、子どもたちの介助を受ける態様の変化、つまり、介護員の介助行動への積極的な受け止めにまで発展し、より一層、介助しやすくなります。



Q18

特別支援教育において、介護員に求められている専門性について説明してください。

A18

専門性について、北海道立特殊教育センター平成14年3月発刊の「特殊教育における専門性について～介助における実践知の追求～」では、実践知として位置付けています。

この実践知は、暗黙知とも言われ、職務を通じて各人の五感を通して学んだ知恵であり、磨かれてきたものです。介護員の専門性も同様と考えています。つまり、子どもたちを、日々、介助するための困難さや不都合への悩みなどを解決したいとする意欲などに基づく、工夫やアイデアが知らず知らず身についた実践知としての専門性を形作っているものと考えています。

しかし、この実践知としての専門性は、行動や態度として示すことはできますが、文字や言葉として客観的に表現することは非常に困難なことになります。このことから、実践知は、暗黙知とも言われています。

介護員の介助技術を確実なものにするためにも、この実践知を文章や言葉で表現した技術知に変える努力をすることが必要になります。

このようなことから、専門性を高めるための研修方法としては、①文献や書籍などから学ぶ、②同僚や先輩の実践から学ぶといった、言語や構造をもって存在し、プログラムやマニュアルなどの形に表現できる体系的な知識・技術である技術知で学ぶのが最も手っ取り早い方法といえます。

また、専門性は、保護者や子どもたちのニーズに適切に応じることができる力とも言えます。したがって、今の自分の介助に係る能力を過信せずに、常に向上心を持つとともに、保護者や子どもたちの意見などに耳を傾ける姿勢と、何よりも保護者や子どもたちに共感する心と態度を常に持って、顔の表情や手の動き、動作などのわずかな変化を読みとることが専門性の最も基底をなすものと考えられます。





介護員マニュアルVer.1 Q&A 21

発行日 平成 17 年 1 月

発行 北海道立特殊教育センター

〒064-0944 北海道札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

TEL (011)612-6211 FAX (011)612-6213

URL <http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp>

E-mail tokucen@hokkaido-c.ed.jp

